



豊齡だより



(公財) 仙台市医療センター 介護老人保健施設 茂庭台豊齡ホーム
仙台市太白区茂庭台 2 丁目 16 番 10 号 Ⅱ 022(281)3190 Fax 022(281)3194

令和 4 年 7 月号

❖ 中庭の散歩 ❖



1 階の中庭です。ぐるっと回れるような造りになっており、リハビリを兼ねて散歩されている方も多くいらっしゃいます。池の金魚は涼しげに泳いでおり、「暑いから羨ましい！」と皆さん口を揃えてお話をされています。マツバギク、キンギョソウ、ペチュニア、パンジーなど季節のお花がたくさん咲いていますので、お散歩の際にはぜひご覧になってくださいね。



❖ レストラン ❖



レストランを開催しました♪
当日はとても暑く、冷やしラーメンが大変好評でした！山形県ではよく食べられている冷やしラーメンですが、宮城県では馴染みがなく、初めて食べた方も多かったようです。



【重要】各種証書の更新について

下記の証書の更新時期となっております。

当施設を利用中の方につきましては、7月31日(日)まで忘れずに事務室へ提出してください。

- ・「後期高齢者医療被保険者証」
- ・「介護保険負担割合証」
- ・「介護保険負担限度額認定証」(お持ちの方のみ)

※手続きがない場合、利用料金が高額になりますのでご注意ください。

面会方法について

日頃から新型コロナウイルス感染症に伴う面会制限等、感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。県内の感染拡大状況を踏まえ、令和 4 年 1 月 24 日より「対面式の面会」・「リモート面会(テレビ電話形式)」を一時中止しております。「窓越し面会」は、引き続き実施しております。今後日々の感染状況の動向により、対応を変更することもございますので、詳細についてはお気軽にお問合せください。

特定入所者介護(予防)サービス費 (負担限度額認定)について

対象となるサービスの食費、居住費(滞在費)について、所得状況に応じた負担限度額の認定を受けることで、その額を超える費用が、介護保険から給付されます。

●対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・短期入所生活介護、療養介護(ショートステイ)
- ・介護老人保健施設
- ・介護予防短期入所生活介護、療養介護(ショートステイ)
- ・介護医療院

●対象となる方

(1)次の①・②のいずれにも該当する方

①世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税

※配偶者が別世帯でも、市町村民税が課税されている場合は対象となりません。

②預貯金等(現金や有価証券を含む)の額が単身、夫婦ともに要件変更になります。下の表をご参照ください。

(2)生活保護を受けている方

(3)老齢福祉年金を受給している方で、世帯全員及び配偶者が市町村民税非課税の方

利用者負担段階	被保険者の所得状況等		預貯金等の金額の要件(※4)	
			単身	夫婦
第1段階	生活保護を受けている方		要件なし	
	本人・配偶者(※1)世帯全員が市町村民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	1,000万円以下	2,000万円以下
本人の前年の「年金(※2)」の収入額と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計が80万円以下の方		650万円以下	1,650万円以下	
本人の前年の「年金(※2)」の収入額と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計が80万円を超え120万円以下の方		550万円以下	1,550万円以下	
本人の前年の「年金(※2)」の収入額と年金以外の「合計所得金額(※3)」の合計が120万円超の方		500万円以下	1,500万円以下	
第4段階	本人・配偶者(※1)、または世帯の中に市町村民税課税者がいる方			

(※1) 配偶者は別世帯または事実婚の配偶者を含みます。

(※2) 判定に用いる「年金」は障害年金、遺族年金等を含みます。

(※3) 判定に用いる「合計所得金額」は、④ページの欄外(※3)と同様です。

(※4) 2号被保険者の預貯金等の金額の要件は単身1,000万円、夫婦2,000万円となります。

●負担限度額(日額)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)				
		ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室		多床室
				特養等	老健・療養等	
第1段階	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円 (600円)	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階①	650円 (1,000円)	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第3段階②	1,360円 (1,300円)	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第4段階	施設と利用者との契約によって決定します					

- ・特定入所者介護(予防)サービス費の適用を受けるためには申請が必要です。
- ・減額認定の有効期間は、原則として申請日の属する月の初日から次の7月31日までです。引き続き減額の認定を希望される場合は、毎年更新申請をしていただく必要があります。
- ・保険料を2年以上滞納し、保険給付額が減額されている方は対象になりません。

●ご不明な点はケアマネジャーにお問い合わせください。